

平成24年度

教職10年目研修の手引

(高等学校、特別支援学校)



栃木県教育委員会

目 次

I	教職10年目研修実施要項	1
II	教職10年目研修の概要	
1	本県における教職10年目研修の方針	2
2	教職10年目研修体系図（高等学校、特別支援学校）	3
III	教職10年目研修における評価、研修計画書等の作成	
1	研修前評価から研修後の書類提出までの流れ	5
2	研修前評価及び「評価表」、「教職10年目研修関係書類送付書」の作成	6
3	研修計画書案の作成	7
4	「評価表」、「教職10年目研修関係書類送付書」及び「研修計画書案」の提出	7
5	県教育委員会による調整及び決定	7
6	研修の実施	8
7	研修後評価及び「評価表」、「教職10年目研修関係書類送付書」の作成	8
8	研修報告書の作成	9
9	「評価表」、「教職10年目研修関係書類送付書」及び「研修報告書」の提出	9
10	留意事項	9
IV	総合教育センター等における研修	
1	趣旨	10
2	期日及び内容	10
3	公開授業A	12
4	児童・生徒指導、ホームルーム・学級経営に関する研修のコース選択	12
5	社会体験等研修	13
6	異校種体験研修	15
7	選択研修	17
8	「社会体験等研修」「異校種体験研修」「選択研修」の報告書の提出	17
V	校内等における研修	
1	趣旨	18
2	研修日数	18
3	研修内容及び方法	18
4	指導体制	18
5	実施上の配慮事項	18
VI	課題研究	
1	趣旨	19
2	研究テーマの設定	19
3	研究の進め方	19
4	研究の実施報告	19
	〔資料〕	
○	提出書類の様式	20
○	研修計画書案（例）	25
○	校内等における研修項目（例）	26
○	提出文書等チェックリスト	27

I 教職10年目研修実施要項

栃 木 県 教 育 委 員 会
平成15年 3月 5日 決 定
平成17年 2月22日 改 正
平成19年 2月22日 改 正
平成21年 2月16日 改 正

1 目 的

本研修は、教育公務員特例法第24条の規定に基づき、教職経験10年目に当たる教諭等に対して、個々の能力、適性等に応じて研修を実施することにより、学習指導及び児童・生徒指導等に関する指導力の向上を図ることを目的とする。

2 対 象

県内公立小学校、中学校及び県立学校の教諭等のうち、在職期間が10年目に当たる者とする。

3 内 容

教職10年目研修は、確かな学力の向上を図るための学習指導及び「心の教育」を踏まえた児童・生徒指導を主な研修内容とし、次の日数行うものとする。

- (1) 総合教育センター等における研修 10日
- (2) 校内等における研修 15日

4 研修の実施方法

- (1) 校長は、研修の実施に当たり、県教育委員会の作成した評価項目に基づき、個々の教員の能力、適性等について評価し、評価案及び研修計画書案を作成し、県又は市町村教育委員会に提出する。
- (2) 県又は市町村教育委員会は、校長から提出された評価案と研修計画書案について調整を行い、決定する。
- (3) 研修計画書に基づいた研修は、主として夏季・冬季の長期休業期間等に、総合教育センター等において実施するとともに、総合教育センター等の研修において習得した知識や経験を基に、校内等においても実施する。
- (4) 校長は、研修終了時に個々の能力、適性等を再び評価し、その結果及び研修報告書を県又は市町村教育委員会に提出するとともに、その後の研修等に活用する。

5 校内体制の整備

- (1) 校長は、研修計画書に従い、研修が円滑に実施できるよう、校内体制や当該教諭等の校務分掌等に配慮する。
- (2) 校長は、当該教諭等が総合教育センター等における研修を受講する間、授業等に支障が生じないよう配慮する。

6 実施協議会

- (1) 県教育委員会は、次の事項について協議を行うため、実施協議会を設置する。
 - ① 研修計画
 - ② 評価
 - ③ その他実施上の諸問題
- (2) 実施協議会は、県教育委員会教育次長（指導担当）を長とする。

7 その他

この要項に定めるもののほか、教職10年目研修の実施に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要項は、平成15年4月1日から実施する。

附則

この要項は、平成17年4月1日から実施する。

附則

この要項は、平成19年4月1日から実施する。

附則

この要項は、平成21年4月1日から実施する。

Ⅱ 教職10年目研修の概要

1 本県における教職10年目研修の方針

本研修は、教職10年目に当たる教員に対し、学習指導、児童・生徒指導等に関して広い視野に立った豊かな識見、確かな理論、優れた実践的指導力等を養うものである。

そこで、確かな学力の向上を図る学習指導と、「心の教育」を踏まえた児童・生徒指導を柱とし、教員自らの課題や適性、得意分野等を再確認させ、一人一人の資質・能力の向上を図る研修内容・方法等を工夫し実施する。また、地域との連携を図った教育の推進を目指し、異校種体験研修及び社会体験等研修を設定する。

本研修の特徴は、以下のとおりである。

1 確かな学力の向上を図る学習指導の充実 ○公開授業A・Bの実施（※1） ○児童生徒による授業評価の実施（※2） ○模擬授業やビデオ等による授業研究
2 「心の教育」を踏まえた児童・生徒指導の推進 ○自己指導能力の育成を目指す児童・生徒指導の推進 ○児童・生徒理解と学年・学級・ホームルーム経営の在り方 ○いじめ及び暴力行為等の問題や不登校など児童・生徒指導上の課題への対応
3 地域との連携を図った教育の推進 ○異校種体験 ○地域での社会体験等

本研修は、研修を受ける者（以下「研修教員」という）の能力、適性等について評価を行い、その結果に基づき、研修教員ごとに研修計画書を作成し、研修を行うものとする。また、研修終了後、再度、評価を行い、引き続き研修教員の指導や研修に活用する。

なお、総合教育センター等における研修と校内等における研修とを密接に関連させることにより、資質・能力の一層の向上を図るものとする。

（※1）公開授業について

研修教員の学習指導力の向上を図るため、公開授業を実施する。

以下、公開授業については、下記のように表記する。

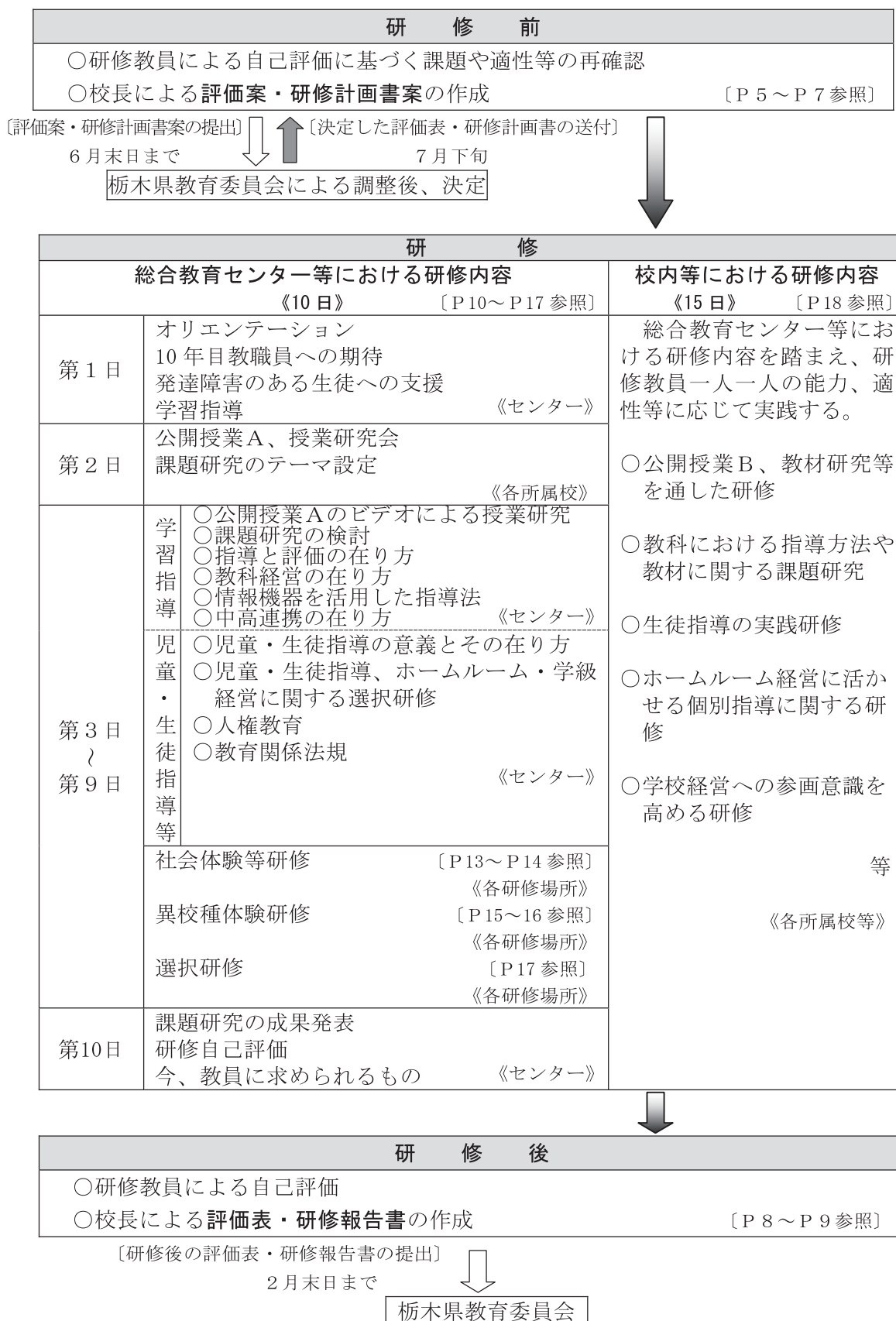
①公開授業A（総合教育センター等における研修に位置付けられた公開授業）

②公開授業B（校内等における研修に位置付けられた公開授業）

（※2）児童生徒による授業評価について

児童生徒がわかる喜びや学ぶ楽しさを味わえる授業を目指し、研修教員が自ら授業を評価し、工夫改善するための手だての一つとして、児童生徒による授業評価を実施する。

2 教職 10 年目研修体系図 〈高等学校〉



〈特別支援学校〉

研 修 前	
○研修教員による自己評価に基づく課題や適性等の再確認	
○校長による 評価案・研修計画書案 の作成	[P 5 ～ P 7 参照]

[評価案・研修計画書案の提出] ↓ ↑ [決定した評価表・研修計画書の送付]

6 月末日まで 7 月下旬

栃木県教育委員会による調整後、決定

研 修		
総合教育センター等における研修内容 《10 日》 [P 10 ～ P 17 参照]		校内等における研修内容 《15 日》 [P 18 参照]
第 1 日	オリエンテーション 10 年目教職員への期待 発達障害のある生徒への支援 学習指導 《センター》	総合教育センター等における研修内容を踏まえ、研修教員一人一人の能力、適性等に応じて実践する。 ○公開授業 B、教材研究等を通した研修 ○教科における指導方法や教材に関する課題研究 ○児童・生徒指導の実践研修 ○自立活動に関する研修 ○学校経営への参画意識を高める研修 等 《各所属校等》
第 2 日	公開授業 A、授業研究会 課題研究のテーマ設定 《各所属校》	
第 3 日 ～ 第 9 日	学習指導 ○課題研究（公開授業の実践を含む）の経過発表 ○指導内容・方法の工夫・改善 《センター》	
	児童・生徒指導等 ○特別支援学校における、子ども理解・保護者理解 ○児童・生徒指導の意義とその在り方 ○児童・生徒指導、ホームルーム・学級経営に関する選択研修 ○人権教育 ○教育関係法規 《センター》	
	社会体験等研修 [P 13 ～ P 14 参照] 《各研修場所》	
	異校種体験研修 [P 15 ～ 16 参照] 《各研修場所》	
第 10 日	選択研修 [P 17 参照] 《各研修場所》	
第 10 日	課題研究の成果発表 研修自己評価 今、教員に求められるもの 《センター》	

研 修 後	
○研修教員による自己評価	
○校長による 評価表・研修報告書 の作成	[P 8 ～ P 9 参照]

[研修後の評価表・研修報告書の提出]

2 月末日まで

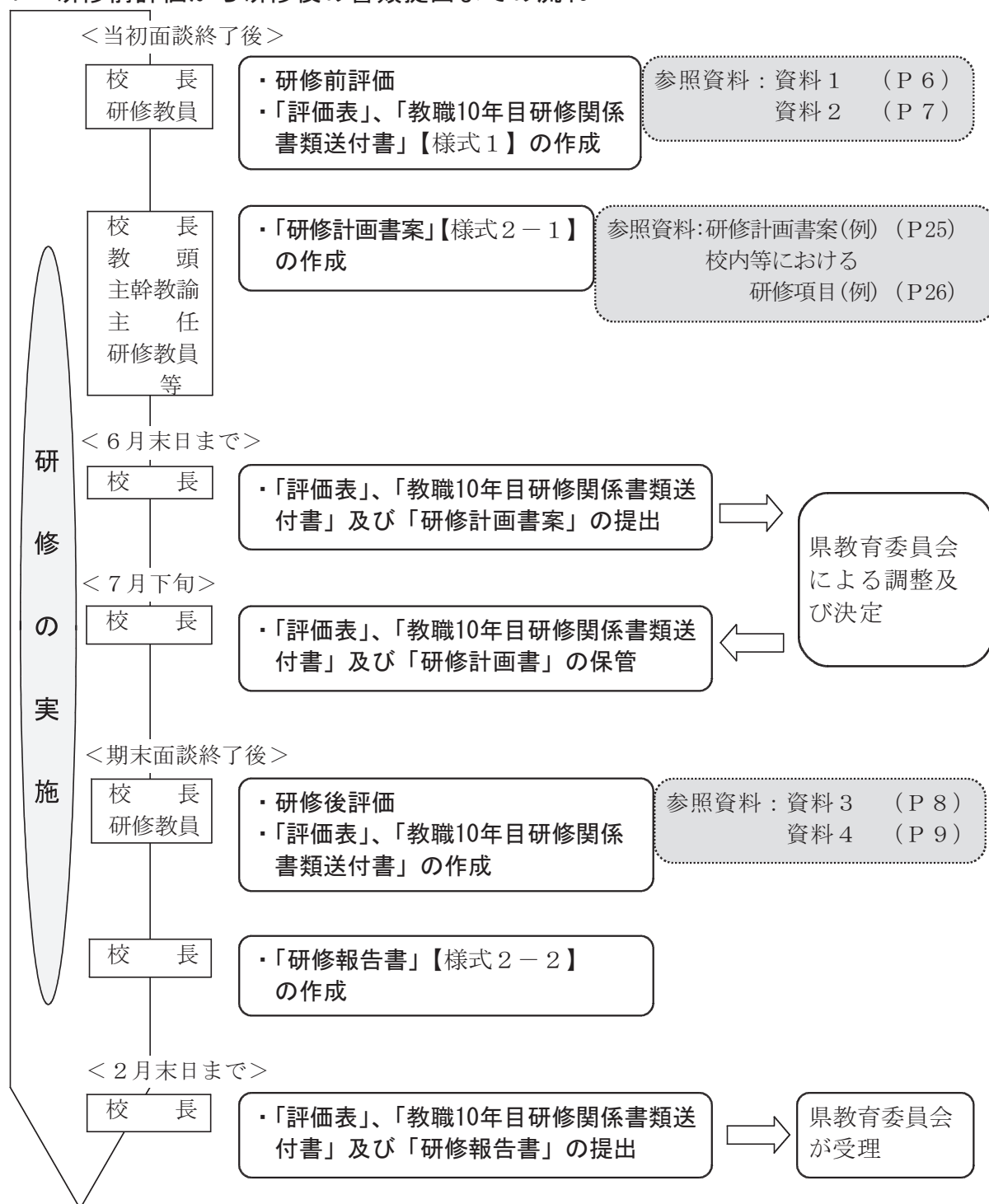
栃木県教育委員会

Ⅲ 教職10年目研修における評価、研修計画書等の作成

本研修における評価は、教職員評価制度を活用して行う。校長は、研修教員との当初面談終了後に研修前評価を行い、研修終了後には、研修の成果と期末面談を踏まえて研修後評価を行う。

研修計画は、研修前評価を踏まえた上で校長が作成する。研修教員が自らの課題と適性を認識し、主体的に取り組めるような計画を立てる。

1 研修前評価から研修後の書類提出までの流れ



当初面談終了後

校長は、当初面談終了後、研修教員から提出された「行動規準表」の写しをもとに、本研修の「評価表」（資料1参照）を作成する。本来は期末面談時に研修教員が記入する評価の欄に、校長が研修前評価を記入する。本研修では、「目標・成果」については、評価しない。

(資料 1)

— 6 —

○○○親第○○号 平成○○年○○月○○日	
栃木県教育委員会教育長 様	
学校名 ○○○○○○ 校長名 ○○○○印	
平成○○年度教職10年目研修における研修前の評価表等の送付について（報告） このことについて、下記のとおり報告いたします。	
この欄に「研修前の総括 的所見」を記入する。	記
	○○ 氏 名 ○ ○ ○ ○
1	研修前の総括的所見
2	評価表（別紙）
3	研修計画書案（別紙）
3	研修報告書（別紙）

3 研修計画書案の作成

当初面談終了後

校長は、「研修計画案」【様式 2－1】を作成する。なお、作成に当たっては、以下のことに留意する。

- ・ 「研修計画書案（例）」（P 25）及び「校内等における研修項目（例）」（P 26）を参考にし、研修前評価に基づいて、教頭や主幹教諭、主任等の協力を得て作成する。
- ・ 研修前評価について研修教員に説明し、意見や希望等を聴取する。研修教員自らの課題や適性等を認識させるとともに、課題を明確にして本研修に主体的に取り組むよう促す。

(1) 総合教育センター等における研修の計画

総合教育センター等における研修のうち、第 4 日（コース選択による研修）、第 6 日（社会体験等研修）、第 8 日（異校種体験研修）、第 9 日（選択研修）については、それぞれの要項（P 12～P 17）等に従い、選択するコース、研修または受入先を決定し、記載する。

(2) 校内等における研修の計画

総合教育センター等における研修内容を踏まえ、研修教員一人一人の能力、適性等に応じて、個々の専門性の向上や得意分野の伸長ができるように計画する。

4 「評価表」、「教職10年目研修関係書類送付書」及び「研修計画書案」の提出

6 月末日まで

校長は、6 月末日までに、「評価表」、「教職10年目研修関係書類送付書」及び「研修計画書案」を、県教育委員会教育長（教職員課）あてに提出する。

5 県教育委員会による調整及び決定

7 月下旬

県教育委員会は、校長より提出された「評価表」及び「研修計画書案」について、必要な調整を行い、決定した「評価表」、「教職10年目研修関係書類送付書」及び「研修計画書」を校長に送付する。

5月～2月

7 研修後評価及び「評価表」、「教職10年目研修関係書類送付書」の作成

校長は、その結果を研修教員に説明し、今後の指導や研修に活用する。また、第1次評価者及び第2次評価者の中間面談、期末面談の印については不要とする。

行 動 規 準 表（教諭・助教諭・講師用）				評価段階 I ● II ● III						
学校名	○○○○○	職名	教 諭	氏名	○○ ○○ 郎	年齢	○○歳	経験年数	10年 0月	
教 育 目 標	○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○			本年度 努力点	○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○					
評価区分	評価項目	評価の着眼点	評 価 尺 寸	行 動 規 準				評 価		
学 習 指 導	能 力	ア指導計画の立案・実施	I	指導計画を適切に実施している。				A B	(A) B C A	
			II III	学習指導要領や学校の指導方針に基づき指導計画を立案・実施している。 学校の学習指導上の諸課題を把握し、指導計画の改善を行っている。				A A B C A B C		
	イ教材研究・指導方法の工夫	I	教材研究をして指導を行っている。				A B C			
		I	児童生徒の理解度や反応を見ながら授業を行っている。				A B C			
		I	話し方、板書の仕方など基本技術を身につけている。				A B C			
		II III	児童生徒の学習状況（障害の状態や発達段階）に即して教材の工夫を行っている。				A A B C			
		II III	児童生徒に学力を身につけさせるためのわかる授業を展開している。				B A B C			
		II III	学習指導についての専門的知識を身につけ指導に生かしている。				A A B C			
		III	学校の学習指導上の諸課題について、積極的に課題解決にあたっている。				A B C			
		III	同僚に適切な支援、助言をするなどして校内の学習指導の向上に寄与している。				A B C			
動 作	ウ評価の工夫	I	評価を適切に実施している。				A B C			
		II III	評価を工夫し、学力の向上に生かしている。				A A B C			
指 導 成 果	目標	ア指導計画の立案・実施 イ教材研究・指導方法の工夫 ウ評価の工夫	(今年度の具体的な目標、目標達成のための具体的な手段)				(評価基準)			
			○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○				○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○			
			(追加・変更)				(評価)		評 価	
									A B C	
本研修の評価は、「能力・行動」のみを対象とし、「目標・成果」については評価しない。										
【注】 ①Ⅰ段階はⅠを付した項目、Ⅱ段階はⅡを付した項目、Ⅲ段階はⅢを付した項目を評価の対象とする。 ②特別支援学校（学級）の場合には下線を後の「>」内の文言に読み替えるものとする。										
第1次評価者 職名 教 頭 氏名 ○○ ○○ 郎								第2次評価者 職名 校 長 氏名 ○○ ○○ 郎		
第1次評価者 姓 名 (印) 中 姓 姓 姓				第2次評価者 姓 名 (印) 姓 姓 姓 姓						

— 8 —

(資料4)

※P21【様式1】参照

栃木県教育委員会教育長 様 〇〇〇親第〇〇号 平成〇〇年〇月〇日 学校名 〇〇〇〇〇〇 校長名 〇〇〇〇印 平成〇〇年度教職10年目研修における研修前の評価表等の送付について（報告） このことについて、下記のとおり報告いたします。 記 〇〇〇親第〇〇号 平成〇〇年〇月〇日 以上を、当該研修教員の評価ならびに研修計画とします。 栃木県教育委員会教育長印 栃木県教育委員会教育長 様 〇〇〇親第〇〇号 平成〇〇年〇月〇日 学校名 〇〇〇〇〇〇 校長名 〇〇〇〇印 平成〇〇年度教職10年目研修における研修後の評価表等の送付について（報告） このことについて、下記のとおり報告いたします。 記 この欄に「研修後の総括 的所見」を記入する。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td style="width: 15%;">氏 名</td><td style="width: 15%;">〇〇</td><td style="width: 15%;">氏 名</td><td style="width: 15%;">〇 〇 〇 〇</td></tr><tr><td colspan="4">1 研修後の総括的所見</td></tr><tr><td colspan="4">2 評価表（別紙）</td></tr><tr><td colspan="4">3 研修報告書（別紙）</td></tr></table>	氏 名	〇〇	氏 名	〇 〇 〇 〇	1 研修後の総括的所見				2 評価表（別紙）				3 研修報告書（別紙）				
氏 名	〇〇	氏 名	〇 〇 〇 〇														
1 研修後の総括的所見																	
2 評価表（別紙）																	
3 研修報告書（別紙）																	

8 研修報告書の作成

研修終了後

校長は、「研修報告書」【様式2-2】に研修を実施した期日、内容等について記載する。

9 「評価表」、「教職10年目研修関係書類送付書」及び「研修報告書」の提出

2月末日まで

校長は、2月末日までに、研修後評価を記入した「評価表」、「教職10年目研修関係書類送付書」及び「研修報告書」を、県教育委員会教育長あて（送付先：教職員課）に提出する。

10 留意事項

研修前、研修後の総括的所見を記入するための「教職10年目研修関係書類送付書」は、評価表等を送付する際の添書としても利用する。なお、「教職10年目研修関係書類送付書」及び「研修計画書案」、「研修報告書」の様式は、総合教育センターのホームページからダウンロードできる。

Ⅳ 総合教育センター等における研修

1 趣 旨

総合教育センター等における研修は、学習指導、児童・生徒指導等に関して広い視野に立った豊かな識見、確かな理論、優れた実践的指導力等を養うことを目的とする。

2 期日及び内容

区分	期 日		研 修 内 容	会 場
	月／日	曜		
第1日	5／17	木	研修オリエンテーション 講話「10年目教職員への期待」 説明「とちぎ教育振興ビジョン（三期計画）」 【高等学校】 講話「発達障害のある生徒への支援」 【特別支援学校】 講話「発達障害の理解」 【高等学校】 「教科指導の工夫・改善Ⅰ」 ・教科指導における今日的課題 ・学習指導要領の理解 ・教科別分科会年間計画の説明 ・課題研究の進め方 【特別支援学校】 「学習指導の工夫・改善Ⅰ」 ・学習指導における今日的課題 ・学習指導要領の理解 ・教科別分科会年間計画の説明 ・課題研究の進め方	総合教育センター
第2日	6月中		公開授業A 授業研究会 課題研究テーマ設定	所属校
第3日	7／23	月	講話・演習「教育関係法規」 【高等学校】《教科別分科会》 「教科指導の工夫・改善Ⅱ」 ・指導と評価の在り方 ・教科経営の在り方 【特別支援学校】《教科別分科会》 「特別支援学校における、子ども理解・保護者理解」 ・講話「子ども理解」 ・研究協議「保護者理解」	総合教育センター
第4日	7／27	金	講話「児童・生徒指導の意義とその在り方」 児童・生徒指導、ホームルーム・学級経営に関する研修（コース選択による研修） （研修内容、コース選択に関してはP12を参照してください。）	
第5日	8／10 (高のみ)	金	【高等学校】《教科別分科会》 「教科指導の工夫・改善Ⅲ」 ・公開授業のビデオによる授業研究 ・課題研究内容の検討	
	8／24 (特のみ)	金	【特別支援学校】《教科別分科会》 「学習指導の工夫・改善Ⅱ」 ・課題研究（公開授業の実践を含む）の経過発表 ・指導内容・方法の工夫・改善	

区分	期 日		研 修 内 容	会 場
	月 日	曜		
第6日	夏季休業中		社会体験等研修 (研修内容に関してはP13～P14を参照してください。)	各研修場所
第7日	9/20	木	講話「人権を尊重した教育活動の展開」 【高等学校】《教科別分科会》 「教科指導の工夫・改善Ⅳ」 ・課題研究内容の検討 ・中高連携の在り方 【特別支援学校】《教科別分科会》 「学習指導の工夫・改善Ⅲ」 ・課題研究（公開授業の実践を含む）の経過発表 ・指導内容・方法の工夫・改善	総合教育センター
第8日	9月～12月		異校種体験研修 (研修内容に関してはP15～P16を参照してください。)	各研修場所
第9日	6月～12月		選択研修 (研修内容に関してはP17を参照してください。)	各研修場所
第10日	1/7	月	【高等学校】《教科別分科会》 「教科指導の工夫・改善Ⅴ」 ・課題研究成果発表 ・研修自己評価 【特別支援学校】《教科別分科会》 「学習指導の工夫・改善Ⅳ」 ・課題研究成果発表 ・研修自己評価 講話「今、教員に求められるもの」	総合教育センター

＊研修会場別日程表

総合教育センター	各所属校	各研修場所		
	公開授業A	社会体験等研修	異校種体験研修	選択研修
第1日(5月17日) 第3日(7月23日) 第4日(7月27日) 第5日(8月10日 または24日) 第7日(9月20日) 第10日(1月7日)	第2日 (6月中)	第6日 (夏季休業中)	第8日 (9月～12月)	第9日 (6月～12月)

3 公開授業 A

(1) 趣 旨

授業の公開及び授業研究会を通して、学習指導における自らの課題を明らかにし、学習指導力の向上を図る。なお、校長はこれらの結果を踏まえ、研修計画を立案する。

(2) 実施時期及び内容

公開授業 A は、原則として、6 月中に実施する。その際、必ずビデオ撮影を行う。また、児童生徒による授業評価と授業研究会を行い、成果と課題についてまとめる。撮影したビデオは、学習指導案とともに、高等学校は第 3 日（7/23）、特別支援学校は第 5 日（8/24）の研修に持参する。

詳細については、第 1 日（5/17）の教科別分科会で説明する。

＊特別支援学校においては、児童生徒による授業評価はできる範囲で行う。

4 児童・生徒指導、ホームルーム・学級経営に関する研修のコース選択

次の A～C の三つのコースの中から、自己の能力、適性等に応じて一つを選択し受講することによって、児童・生徒指導、ホームルーム・学級経営に関する指導力の向上を図る。

(1) 研修内容

○A コース 「保護者理解 ～“気になる保護者”とのつながりを求めて～」

学校での教育活動において、保護者との連携は欠かせないものである。様々な場面における保護者の思いや考えを理解し、良好な関係をつくる姿勢を身に付けるとともに、協力関係を築く上で必要な方法について実践的に学ぶ。

- ・講話「保護者理解について」
- ・演習「様々な場面における保護者理解」

○B コース 「コミュニケーション能力の向上 ～アサーショントレーニング～」

自分も相手も大切にしたいコミュニケーションを目指すアサーションの基本的理解及びその応用の仕方について考える。

- ・講話「アサーション」
- ・演習「アサーショントレーニング」

○C コース 「カウンセリングをいかした生徒指導の実際～効果的なほめ方、叱り方～」

カウンセリングをいかした児童・生徒指導の理論と方法についての理解を深め、生徒に「叱り」が肯定的メッセージとして伝わるための「叱り方」や、相手を勇気づけ自立心や責任感を育むような「ほめ方」を学ぶ。

- ・講話「カウンセリングをいかした叱る生徒指導」
- ・演習「叱る生徒指導の実践」
- ・演習「ほめる生徒指導から勇気づける生徒指導へ」

(2) コース決定までの流れ

ア 研修教員は、校長と協議の上、希望するコースを第 2 希望まで選択して、第 1 日（5/17）に配布する選択希望票を、5 月 25 日までに、総合教育センター研修部あて F A X にて送付する。

イ 総合教育センターは、各コースの希望人数等を調整して受講コースを決定する。なお、調整の結果、第 1 希望のコースが受講できない研修教員にのみ 6 月 8 日までに連絡する。連絡がない場合は、希望どおりとする。

5 社会体験等研修

(1) 趣 旨

学校以外の施設等における体験を通して、社会の構成員としての視野を広げるとともに、地域社会との連携を図り、教育の諸課題に適切に対処できる能力の向上を図る。

(2) 実施方法及び留意点

ア 原則として、夏季休業中に1日実施する。

イ 校長の判断により、土曜日・日曜日の研修も認める。

ウ 校長の判断により、インターンシップ等で課業中に生徒と同一の場所で活動する場合も研修として認める。ただし、生徒の引率は除く。

エ 研修場所は原則として県内とする。

オ 保険加入に関しては、研修場所の担当者と相談して決定する。なお、費用については自己負担とする。

カ 「教員の社会体験研修」を受講した研修教員は、これをもって社会体験等研修に代替することができる。ただし、校長の判断により実施することができる。

(3) 研修場所

下記の中から一つ選択する。

○福祉施設体験

高齢者福祉施設や障害者福祉施設等での介護体験や業務運営の補助 等

○民間企業体験

事務、営業、製造業務の補助 等

○生涯学習関連施設体験

芳賀青年の家、太平少年自然の家、なす高原自然の家、県立美術館、県立博物館、子ども総合科学館等における事業運営の補助 等

○ボランティア活動体験

県、市町及び民間組織の主催するボランティア活動への参加 等

(4) 研修手続き及び報告書の提出

① 研修教員は、校長と協議の上、研修のねらい、研修場所、研修計画等を企画・立案する。

② 研修教員は、研修場所に自ら連絡を入れ、本研修の趣旨やねらいを説明し、研修日時や研修計画等について了承を得る。その際、第1日（5/17）に配布する別紙「教職10年目研修において、社会体験等研修を実施します」を参考に説明してもよい。

③ 研修教員は、研修場所の了承を得た後、「社会体験等研修依頼書」【様式3-1】に研修日、研修計画等を記入し校長に提出する。

④ 校長は、研修教員から提出された「社会体験等研修依頼書」を確認し、研修場所に送付する。その際、「社会体験等研修承諾書」【様式3-2】を同封する。

⑤ 同封した「社会体験等研修承諾書」を研修場所より校長あてに返送してもらう。なお、この承諾書については学校保管とする。

- ⑥ 研修教員は、社会体験等研修終了後、「選択研修等報告書」【様式4】に研修内容や感想等を記入する。なお、研修教員は、礼状を作成し研修場所に送付する。
- ⑦ 報告書の提出については、8「社会体験等研修」「異校種体験研修」「選択研修」の報告書の提出（P17）を参照する。

6 異校種体験研修

(1) 趣 旨

異校種におけるティーム保育、ティーム・ティーチング（以下、T・Tと記す）による授業実践及び授業参観等を通して、保育、学習指導、児童・生徒指導、学年・学級・ホームルーム経営の在り方、特別支援教育等について理解するとともに、教員としての視野を広げ、指導力の向上を図る。

(2) 研修場所の選定

ア 研修教員が所属する学校の近隣の幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校を原則とする。研修教員自身の課題及び伸ばしたい資質・能力に応じた異校種を選択し、校長と協議の上、選定する。

イ 幼稚園又は保育所を選定する場合、総合教育センター幼児教育部が主管する専門研修1「幼稚園・保育所・小学校教職員相互職場体験研修」の会場校を除く。なお、その会場校は、第1日（5/17）に示す。

(3) 研修内容

ア 保育、授業参観

イ ティーム保育やT・Tによる授業実践、授業研究

ウ 研究協議（異校種における学習指導、児童・生徒指導、学年・学級・ホームルーム経営の理解等）

(4) 研修当日の日程について

当日は、受入校の日課に沿って研修を進める。以下に、日程の例を示す。

平成〇〇年度教職10年目研修 異校種体験研修計画（〇〇中学校）		
時間(校時)	研 修 内 容	備 考
始業前	登校指導、朝の読書指導	
朝の打合せ	打合せ事項の確認	
朝の会	朝の会の参観、生徒への自己紹介	
1校時	授業参観	
2校時	授業準備・打合せ	
3校時	T・Tによる授業実践	
4校時	授業参観	
給 食	給食指導	
昼休み・清掃	生徒とのふれあい、清掃指導	
5校時	授業参観	
6校時	学級活動の参観	
放課後	授業研究及び研究協議	

(5) 研修手続きから報告書の提出までの流れ

	研修教員の所属校	研修教員の受入校
受入校の決定	① 研修教員が受入校を選び、校長と協議の上、選定する。 ② 校長は、<u>受入校の園長、所長又は校長に連絡を入れ、受入れの了承を得る。</u> <受入校への申込期間> ○第1次：5月28日（月）～6月1日（金） 研修内容（教科、学年等）、希望期日等を申し入れる。 ○第2次：6月4日（月）～6月8日（金） 第1次で了承が得られなかった場合は、別の受入校に連絡を取り、決定する。	園長、所長又は校長は、受入れ人数や日程の調整を図り、研修教員の所属校に受入れの可否を伝える。
事前の準備	③ 研修教員は、受入れの了承を得た後、受入校の校長等に改めて研修内容（T・Tによる授業の教科、学年等）の希望を伝える。 ④ 授業の教科、学年等が決定した後、担当教職員と連絡を取りながら、以下の準備を行う。 ・各校種の理解及び幼児児童生徒の実態の聴取 ・授業プランの作成 ・授業参観及び研究協議の計画	校長等は、研修教員の研修内容を聴取し、担当教職員を選定（教科、学年等）するとともに、研修内容・方法等の準備に協力するよう指示する。 なお、担当教職員が学級担任でない場合は、学級配属のための担当教職員をつける。
実践	⑤ 研修教員は、担当教職員の支援を得ながら、以下の研修を行う。 ・ティーム保育やT・Tによる授業実践 ・授業研究 ・授業参観及び研究協議（異校種における学習指導、児童・生徒指導、学年・学級・ホームルーム経営の理解）	校長等及び担当教職員は、計画に沿った研修を円滑に進められるよう支援する。
終了後	⑥ 研修教員は、異校種体験研修終了後、「選択研修等報告書」【様式4】に研修内容や感想等を記入する。なお、報告書の提出については、8「社会体験等研修」「異校種体験研修」「選択研修」の報告書の提出（P17）を参照する。	

7 選択研修

(1) 趣 旨

主体的に各種研修や研究大会等に参加することにより、教員としての専門性や幅広い教養を身に付ける。

(2) 研修期日

6月から12月までの期間の1日とする。

(3) 選定要件

ア 自主的・主体的に選んで参加するもので、次の機関または団体等が主催する研修及び研究大会等。

① 総合教育センター

・開催要項に示されている研修のうち、専門研修2、専門研修3、生涯学習研修より選択する。

② 栃木県教育委員会

③ 宇都宮大学及び宇都宮大学教育学部附属幼稚園・小学校・中学校

④ 栃木県高等学校教育研究会

⑤ 栃木県連合教育会

イ 研修教員の能力、適性等の向上に役立つと校長が判断した場合、アの機関または団体等以外が主催する研修も認める。

ウ 選択する研修は、半日以上のものである。研修及び研究大会等が2日以上開催される場合は、全日程に参加することが条件である。

(4) 留意点

ア 研修教員は、校長と協議の上、研修または研究大会等を選定する。

イ 総合教育センター等における研修の期日との重複を避ける。

(5) 研修手続き及び報告書の提出

ア 研修手続きは、校長の命令を受けて、各学校が行う。

イ 報告書の提出については、8「社会体験等研修」「異校種体験研修」「選択研修」の報告書の提出を参照する。

8 「社会体験等研修」「異校種体験研修」「選択研修」の報告書の提出

研修教員は、「社会体験等研修」「異校種体験研修」「選択研修」がすべて終了した後、「選択研修等報告書」【様式4】に必要事項を記入し、校長に提出する。

校長は、研修教員から提出された「選択研修等報告書」を確認し、第10日（1／7）までに、総合教育センター所長あて（送付先：研修部）に提出する。なお、校長の確認後、研修教員がSA@SCHOOLで研修担当までメールで提出してもよい。

送付する際は、封筒に「教職10年目研修関係書類在中」と朱書する。

なお、「選択研修等報告書」の様式は、総合教育センターのホームページからダウンロードできる。

V 校内等における研修

1 趣 旨

総合教育センター等における研修内容を踏まえて、研修教員の能力、適性等に応じた校内研修を実施することにより、個々の専門性の向上や得意分野の伸長を図る。

2 研修日数

研修は、年間15日実施する。そのうち、2日を公開授業Bに、1日を課題研究成果発表に当てるものとする。

3 研修内容及び方法

(1) 内 容

研修内容は、研修前評価の結果に基づき、学習指導、児童・生徒指導、進路指導、学年・学級・ホームルーム経営、特別活動、自立活動、学校経営に関する領域等を中心とする。それぞれの研修内容については、「校内等における研修項目（例）」（P26）を参考にする。

(2) 公開授業Bについて

授業研究や教材・教具の開発及び教材研究を通して、9月から12月までの期間に学習指導における公開授業を2日実施する。その際、公開授業後に授業研究会等を開催し、指導法の改善や評価の在り方について理解を深めるとともに、これまでの研修の成果を確認し、課題研究の検証の場とする。

(3) 方 法

研修は、原則として学校内において実施し、校長等の指導及び助言を受けるものとする。

4 指導体制

- (1) 校長は、教職員全体に対し、本研修の内容及び運営について理解を求めるとともに、学校や研修教員の実情、指導内容と校務分掌との関連等に配慮して、校内等における研修の指導組織及び推進体制を確立する。
- (2) 校長等は、研修教員に対し、講話や授業研究等の指導及び助言を行い、年間を通して計画的、組織的な研修となるよう、指導に携わる教職員との連絡・調整を図る。

5 実施上の配慮事項

- (1) 校長は、研修教員の個性や経験の状況等に応じ、研修方法や形態を工夫するとともに、研修教員本人の自己評価や意見等を聴取することによって、研修教員が主体的に研修できるよう配慮する。
- (2) 校長は、研修教員が授業等の校務に支障がないよう、また研修の時間を十分に取ることができるよう、必要に応じて担当授業時間数や校務分掌等において配慮する。
- (3) 校長は、必要に応じて近隣の学校等の協力を得て研修を実施してもよい。

VI 課 題 研 究

1 趣 旨

研修教員の資質・能力や学校の実情に応じて、学習指導における今日的な課題をもとに研究テーマを設定し、主体的に課題の解明に取り組むことにより、実践的指導力の向上を図る。

2 研究テーマの設定

次のような例を参考にし、研究テーマを設定する。

《研究テーマの例》

- ・わかる授業の在り方
- ・基礎・基本の定着を図る指導の在り方
- ・個に応じた指導の在り方
- ・評価を生かした授業の在り方
- ・自ら学び自ら考える力の育成を図る指導の在り方
- ・学習意欲を高める指導の工夫

3 研究の進め方

- (1) 研修教員は、学校の実情や各自の課題意識、総合教育センター等における研修の第1日（5／17）の教科別分科会等をもとに、6月中に公開授業Aを実施し、研究テーマを設定する。第3日（7／23）までに、校長等の指導及び助言を受け、「課題研究計画書」【様式5－1】を作成する。
ただし、特別支援学校の研修教員は、研究テーマを設定後公開授業Aを実施する。また、校長等の指導及び助言を受け、「課題研究計画書」を6月末日までに教科担当指導主事に提出する。
- (2) 高等学校の研修教員は、総合教育センター等における研修の第3日（7／23）に、課題研究の進め方について「課題研究計画書」をもとに検討する。特別支援学校の研修教員は、第5日（8／24）、第7日（9／20）に、課題研究の進捗状況について持参資料をもとに発表する。
- (3) 研修教員は、課題研究の実施計画について校長の承認を得た後、第10日（1／7）までの間に自主的、計画的に課題を追究する。その際、公開授業Bを課題研究の検証の場として位置付ける。校長等は、授業研究会等を通して課題研究についての指導及び助言を行う。
- (4) 研修教員は、11月16日までに、「課題研究中間報告書」【様式5－2】及び課題研究成果の資料を総合教育センター教科担当指導主事に提出する。
- (5) 研修教員は、校長、総合教育センター職員等の指導及び助言を参考にして研究を進め、総合教育センター等における研修の第10日（1／7）に、課題研究成果発表を行う。
- (6) 総合教育センター等における研修の第10日以降に、校内等における研修に位置付けられた課題研究成果発表を行う。

4 研究の実施報告

校長は、2月末日までに、「課題研究報告書」【様式5－3】及び課題研究成果発表の資料を、総合教育センター所長あてに提出する。

送付する際は、封筒に「教職10年目研修関係書類在中」と朱書する。